

決 定 書

神戸市兵庫区駅南通5丁目2番11-1407号

異議申出人 中川 暢三(66歳)

上記異議申出人(以下「申出人」という。)から、令和3年12月6日付で提起された令和3年10月31日執行の神戸市長選挙(以下「本件選挙」という。)に係る当選の効力に関する異議の申出について、神戸市選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり決定する。

主 文

本件の異議の申出を却下する。

異議の申出の要旨

申出人は、令和3年12月6日付で提起された本件選挙に係る当選の効力に関する異議の申出において、当選人久元喜造(以下「本件当選人」という。)の当選を無効とする旨の決定を求めるものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

本件当選人は、本件選挙に際し、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第136条の2(公務員等の地位利用による選挙運動の禁止)に違反する行為を行ったため、法第251条の規定により本件当選人の当選は、無効である。

決定の理由

法第206条第1項の規定により、本件選挙の当選の効力に関し不服がある場合の異議の申出は、法第101条の3第2項の規定による当委員会が当選人の住所及び氏名を告示した日から14日以内に行うことができる。

また、異議の申出を行うことができる期間の計算については、民法の一般原則に従い、当委員会が当選人の住所及び氏名を告示した日の翌日を第1日として起算し、その期間の末日が条例で定められた地方公共団体の休日に当たるときは、法第270条の3ただし書及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第4条の2第4項本文の規定により、地方公共団体の休日の翌日をもってその期限

とみなすものとされている。

本件選挙において、法第 101 条の 3 第 2 項の規定による当委員会が当選人の住所及び氏名を告示した日は、令和 3 年 11 月 1 日であるから、本件選挙の当選の効力に関し不服がある場合の異議申出書は、令和 3 年 11 月 15 日までに当委員会に到着する必要があった。

しかしながら、申出人の異議申出書は、令和 3 年 12 月 6 日に当委員会に提出されたため、本件異議の申出は、法第 206 条第 1 項に規定する当選の効力に関する異議の申出を行うことができる期間の経過後に行われた不適法なものである。

以上のことから、当委員会は、法第 216 条第 1 項において準用する行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 1 項の規定により主文のとおり決定する。

令和 3 年 12 月 8 日

神戸市選挙管理委員会

委員長 向 井 道 尋